

母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したことを考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、障害者用ベッド等の購入費用の一部や平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目に対する和解金として、金381万3634円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月30日

（仲介委員 山田 正記）

## 申立人 X

損害項目	内訳	金額	期間
生活費増加費用	ベッド、 シーツ購入費用	22,000	
日常生活阻害慰謝料	増額分	3,075,000	H23.3~H30.3
生命身体損害	入院慰謝料	705,600	(1)H27.4.11~H27.5.27 (47日間) (2)H27.5.27~H27.7.31 (66日間) (3)H27.10.7~H27.11.30 (55日間)  合計 168 日間
	診断書取得費用	11,034	
合計		3,813,634	

和解金額合計	3,813,634
--------	-----------